

令和7年度

業務関係標準積算基準

鳥取県県土整備部

業務関係標準積算基準の留意事項等について

この業務関係標準積算基準を適用するにあたっての留意事項等を以下に示す。

1. 留意事項

業務関係標準積算基準は、標準基準及び独自基準で構成される。

標準基準は、国等の基準であり、独自基準は、鳥取県独自で定めた基準である。

2. 標準基準

主な標準基準は、以下のとおり

- ・国土交通省設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和7年度
発行：一般財団法人経済調査会
掲載：国土交通省ホームページ
- ・用地調査等業務費積算基準(R7.3.26 改正)
掲載：国土交通省中国地方整備局用地部ホームページ

標準基準を適用することを原則とするが、独自基準に規定する事項は標準基準に優先して適用する。

その他、公的機関が発行している積算基準を必要に応じて適用するものとする。

3. 特記事項

鳥取県業務関係標準積算基準を適用するにあたって、標準基準を以下のとおり読み替えるものとする。

標準基準記載事項	読替（鳥取県事項）	備考
測量成果電子納品要領	電子納品・情報共有システムガイドライン	
土木設計業務等の電子納品要領	電子納品・情報共有システムガイドライン	
共通仕様書	鳥取県共通仕様書	条項についても読替
用地調査等業務共通仕様書	鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書	
国土交通省直轄	鳥取県	
中国地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。	鳥取県	

国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成13年3月26日付け国官技第48号）	鳥取県業務関係標準積算基準	
国土交通省が公表する設計業務等標準積算基準書	鳥取県業務関係標準積算基準	
国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書	鳥取県業務関係標準積算基準	

設計業務等標準積算基準書

[標準基準]

第1編 測量業務

第2編 地質調査業務

第3編 土木設計業務

第4編 調査、計画業務

[独自基準]

なし

用地調査等業務費積算基準

[標準基準]

第1から第15

[独自基準]

第3のうち、7 設計等における数値の扱い（2）端数処理等の方法 ト 業務価格の端数処理
は設計業務等標準積算基準書（参考資料）[独自基準]に準じる

設計業務等標準積算基準書（参考資料）

[標準基準]

第1編 総則

第2編 測量業務

第3編 地質調査業務

第4編 土木設計業務

第5編 調査、計画業務

[独自基準]

独自基準として適用するものを以下に規定

第1編 総則

第2章 総則

第2節 設計等における数値の扱い

2-1 設計単価等の扱い

設計に使用する価格は、原則として、予定価格算出時における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。

(設計に使用する価格) = (内税価格) ÷ (1 + 消費税率) なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1 円単位(1 円未満切捨て)とする。設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。

2-2 端数処理等の方法

(3) 物価資料を用いる単価

単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を決定額とする。また、建設物価掲載価格を優先とし、建設物価に記載がない場合は、積算資料掲載価格とする。なお、適用時期は毎月とする。

(10) 業務価格

業務価格は、1,000 円単位とする。1,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000 円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

第3章 積算基準

第1節 積算基準

1-3 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1-3-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-3-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、1-3-1、1-3-2によりかたい場合は、1-3-3を適用する。

1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合)

(2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

1) 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して職員の旅費等に関する条例(昭和45年7月15日鳥取県条例第48号)(以下「旅費条例」という。)で定める額(宿泊費基準額)と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。(旅費条例別表の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。)

2) 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費条例第20条の2で定める1夜当たりの定額とする。(旅費条例第二十条の2の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。)

1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算

(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分

4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、旅費条例によるものとする。

なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。